

今後の山梨県青少年問題協議会について

1. 目的

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策の樹立について、必要な事項を調査審議するとともに、必要な関係機関相互の連携調整を行う。

2. 現在の事務

- ①青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する協議・審議
- ②「やまなし子供・若者育成指針」の改定にあたり、「こども・若者の意識と行動に関する調査」内容の検討
- ③「やまなし子供・若者育成指針」の改定に関する協議・審議

3. 今後の対応

「やまなし子供・若者育成指針」を含めた3つの指針や計画が「山梨県こども計画（仮称）」に一本化され、計画の内容を審議する機関は子育て支援局が所管する「山梨県子ども・子育て会議」になる。

このため、山梨県青少年問題協議会で協議・審議した内容を「山梨県こども計画（仮称）」に反映させていくこととなる。